

役員報酬等及び退職金の支給に関する基準

(総則)

第1条 この基準は、一般社団法人日本森林技術協会（以下「協会」という。）定款第28条の規定に基づき、役員報酬等及び退職金の支給に関し、必要な事項を定めるものである。

(報酬年額)

第2条 理事長及び業務執行理事の報酬年額は、次に定める額を上限として、理事会が定める。

- (1) 理事長 1,100万円
- (2) 専務理事 1,000万円
- (3) 理事 900万円

2 理事長若しくは業務執行理事が本協会の業務に従事する日が週4日以内の場合にあっては、前項の額について、その業務に従事する日数に応じた報酬年額とする。

3 満60歳未満の報酬年額は第1項及び第2項の2割増相当額を上限とし、満65歳以上の報酬年額は第1項及び第2項の8割相当額を上限とする。

4 理事長及び業務執行理事以外の役員は、無報酬とする。

(報酬月額)

第3条 理事長及び業務執行理事の報酬月額は、前条の報酬年額を12ヶ月で除した額の百円未満を切り捨てた額として、支給する。

(手当)

第4条 理事長及び業務執行理事には、特別期末手当及び通勤手当（通勤実費相当額）を支給することができる。

2 前項の特別期末手当は、協会の業務運営の成績を考慮したうえで、前条で定める報酬月額を2ヶ月分を超えない範囲で理事会が定めるものとする。

(監事の監査手当)

第5条 監事には、監査を行った場合に1回につき25千円の監査手当を支給することができる。

(旅費)

第6条 役員が、本協会の業務で出張したとき又は理事会に出席したとき若しくは監査を行ったときには、旅費（日当及び宿泊料を含む。）を支給することができる。

2 前項の旅費の支給については、理事長が別に定める。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第7条 報酬等の支給日及び支給方法は、日本森林技術協会就業規則の規定を準用する。

(退職金)

第8条 理事長及び業務執行理事が、任期満了、辞任又は解任若しくは死亡により退任したときは、その者（死亡したときはその法定相続人）に対して、退職金を支給することができる。ただし、定款第27条により解任された者には、退職金を支給しない。

2 退職金の額は、理事就任時から退任時までの第2条で定めるそれぞれの上限額の報酬年額を12ヶ月で除した額の百円未満を切り捨てた報酬月額に、それぞれの勤務月数と8/100の支給率を乗じて得た額の総額の千円未満を切り捨てた額とする。

3 満65歳以上の理事長及び業務執行理事の退職手当の額には、満65歳以上の勤務月数は算入しないものとする。

(委任)

第9条 この規程の運用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会において行う。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 移行以前から就任している常勤役員の退職金は、第8条第2項の規定にかかわらず就任に応じて、下表の役員報酬上限額及び退職金支給率をそれぞれ適用する。
(平成23年3月15日：平成22年度第2回臨時総会決議)

(表)

報酬 上限額	改訂時点	H16.4.1	H21.4.1	H22.4.1	移行後
	(単位:万円)	理事長	1,450	1,400	1,200
	専務理事	1,250	1,200	1,100	1,000
	常務理事	1,140	1,100	1,000	—
	理事	1,050	1,000	900	900
	理事(地方)	950	—	—	—
退職金 支給率	理事長	12/100		8/100	8/100
	専務・常務	11/100			
	理事	9/100			